

電力小売供給重要事項説明書

本書では、●●管理組合（以下「甲」といいます。）に、株式会社つなぐネットコミュニケーションズ（以下「乙」といいます。）が、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下「丙」といいます。）の電気の小売供給およびこの取次（以下「本業務」といい、本業務に関する甲乙間の電力小売供給契約を「小売契約」といいます。）に関する重要事項について説明します。詳しくは別添のミツウロコでんき約款（以下、「でんき約款」といいます。）をご確認願います。尚、本書の規定とでんき約款の規定との間で矛盾、齟齬又は不一致がある場合には、本書の規定が優先します。

項目	内容
1. 電気供給者	小売電気事業者：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下「丙」といいます。） 小売電気事業者登録番号 A0016
2. 取次事業者	株式会社つなぐネットコミュニケーションズ
3. 『つなぐでんき』	乙が丙と電力販売取次店契約を締結し、丙の供給する電気を甲に販売するサービスです。
4. 提供エリア	『つなぐでんき』の供給エリアは、北海道電力管内、東北電力管内、東京電力管内、中部電力管内、北陸電力管内、関西電力管内、中国電力管内、四国電力管内および九州電力管内とします。
5. 問い合わせ先	【小売電気事業者】 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 〒103-0027 東京都中央区日本橋本町2-11-2 太陽生命日本橋ビル14階 https://www.mitsuurokogreenenergy.com/ 【お問合せ先】 mge@mitsuuroko.co.jp (24時間受付可能) 【取次店】 株式会社つなぐネットコミュニケーションズ 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル https://www.tsunagunet.com/ 電話番号：0120-994-971 メールアドレス：tsunagu_denki@tsunagunet.com サービス内容や料金などのお問合せ：平日（土日・祝日は除く）10:00-17:00 停電など緊急時のお問合せ：地域電力会社のカスタマーサポートへご連絡ください。
6. 小売契約の申込方法	甲乙両社書面による契約の締結により電力小売供給契約は成立するものとします。
7. 低圧電力(動力)サービス	「低圧電力(動力)」は「従量電灯」とセットでのみの提供となります。「従量電灯」が解約となった場合は「低圧電力(動力)」もサービス終了となります。
8. 小売供給開始の予定年月日	本物件に対する『つなぐでんき』による供給開始日は前項の契約締結日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、乙による『つなぐでんき』への切替え手続きが完了するまでは、現在契約中の小売電気事業者から電力供給が継続されます。
9. 料金	『つなぐでんき』の料金（以下「電気料金」という。）の算定方法、契約電力、契約電流、供給電

	圧、周波数、供給電力および供給電力量の計測方法ならびに料金計算の方法については【別紙】料金メニュー説明書のとおりです。 なお、全戸一括加入型インターネット接続サービスを契約いただいた場合の条件は【別紙】全戸一括加入型インターネット接続サービスセット割引の内容が適用されます。
10. 工事費	(1) 本物件に設置される計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、当該計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の負担で取り付けます。 (2) 『つなぐでんき』による電気の供給開始に伴い一般送配電事業者が供給設備を新たに設置または変更する場合等で、乙が一般送配電事業者から当該設置または変更にかかる工事費の負担を求められた場合、その費用の実費は甲が支払うものとします。
11. その他費用	本説明書に定めるほか特になし
12. キャンペーン	特になし
13. 契約電力、契約電流	小売契約頭書表記に定めるとおり
14. 供給電圧および周波数	小売契約頭書表記に定めるとおり
15. 供給電力および供給電力量の計測方法、ならびに料金調定の方法	・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。 ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。 ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
16. 支払方法	■支払方法 (1) 電気料金については、口座振替により支払うものとします。乙は、電気料金に関して毎月の検針日に基づき甲に請求し、当該電気料金は乙が請求明細を発行した日の属する月の翌月27日または翌々月27日に甲指定金融機関口座から引き落とされるものとします。ただし、引き落とし当該日が銀行の休業日にあたる場合は翌営業日の引き落としとなります。甲の支払いが滞った場合は、乙指定金融機関口座へ振込により支払うものとします。 (2) 甲が、乙の提供する「e-mansion インターネットサービス」を利用の場合は、電気料金と「e-mansion インターネットサービス」に係るインターネット料金とは、合算の上で、甲指定金融機関口座から引き落とされるものとします。 ■明細の発行 (1) 乙は甲に対し、電気料金に関する明細書を、甲の指定する場所に毎月郵送するものとします。 (2) 乙は、甲の電気料金の支払いに対する領収書は発行しないものとします。
17. 託送供給約款に定められた需要家の責任	甲は、一般送配電事業者が定める託送供給約款に規定された、以下の事項を遵守するものとします。それに伴い、乙、丙もしくは一般送配電事業者から、甲に以下の各号の事項への協力を要請する場合があることを、甲は予め了承するものとします。 (1) 乙、丙または一般送配電事業者による電気の供給に必要な設備の工事及び維持に必要な用地の確保 (2) 乙、丙または一般送配電事業者による電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限 (3) 乙、甲の電気工作物に異常もしくは故障がある、またはそのおそれがある場合、もしくは甲が電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨に係る一般送配電事業者への通知

18. 違約金	小売契約の解除に係る違約金はありません。
19. その他解約、変更 に係る条件	乙は、『つなぐでんき』の運営上必要と判断した場合、甲の了承を得ることなく、電力小売供給重要事項説明書、各エリアごとの【別紙】料金メニュー説明書(以下、本書等といいます)を変更することがあります。この場合、変更された本書等の内容は、『つなぐでんき』のホームページ上でご確認ください。
20. その他条件	■小売契約の解約に伴う不利益事項 現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行されたポイントの失効、継続利用期間のクリアおよび過去の電力使用量の照会不可等の不利益を被る可能性があります。当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することにより甲に生じた不利益については、一切責任を負いかねます。

以上